

令和5年度第3回箕面市行政不服審査会 議事録

- 1 日 時 令和6年3月27日(水) 午後1時開始
- 2 場 所 行政不服審査室
- 3 出席者 会 長 大 砂 裕 幸
会長職務代理 原 昇 平
委 員 橋 森 正 樹
- 4 事務局 室 長 稲 野 文 雄
参 事 村 田 淳
参 事 横 田 悠 紀
- 5 総務部総務室(審査庁)
室長補佐 村 上 奈緒子
- 6 会議事項
議案第4号 審査請求の審査について(令和5年度諮問第2号)
議案第5号 審査請求の審査について(令和5年度諮問第3号)

開 会

委員3名が全員出席しており、審査会の会議は有効に成立している旨、会長から報告があった。

議案第4号・第5号

議案第4号「審査請求の審査について(令和5年度諮問第2号)」及び議案第5号「審査請求の審査について(令和5年度諮問第3号)」は、事務局から概要説明があった。

続いて、審査庁である総務部総務室の職員が入室し、当該審査庁職員から諮問内容の説明があった。この説明に対し、延滞金より本税を先に充当する根拠、納税通知書等に記載された減免規定などについて、委員から審査庁職員に対して質問があった。質疑後に審査庁職員は退室した。

事務局から補足説明として、審査請求人と審査庁に宛てて3月19日付けで主張書面及び資料を提出する場合の期限、並びに口頭意見陳述申出の案内の文書を通知した旨、提出の期限を4月2日まで、口頭意見陳述の申出の期限を3月25日までにしたところ、〇〇〇〇氏から22日に口頭意見陳述の申出が電話であり、28日に来庁して申出文書を提出していただくことになっている旨の説明があった。

これらを踏まえて議案の審査を行い、次のとおり決定した。

- ①諮問第2号と諮問第3号の調査審議の手続を併合する。その旨を審査請求人と審査庁の双方に通知する。
- ②〇〇〇〇氏から申出のあった口頭意見陳述を実施することとする。日程は4月23日午後1時からを第一候補とし、5月1日午後1時からを第二候補とし、事務局が日程調整する。
- ③次会の審査会は、口頭意見陳述の日程に合わせて開催する。
- ④延滞金より本税を先に充当する根拠、納税通知書等に記載された減免規定については、事務局で調べて各委員に結果をメールで報告する。

以上

(午後1時42分閉会)

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたのでここに署名する。

会 長	(本人自署)
会長職務代理	(本人自署)
委 員	(本人自署)